

大いなる飛躍へ

 JA上川中央



豪雪に苦戦…
ハウス除雪作業

2013

NO.61

発行・上川中央農業協同組合
愛別町本町125

Tel(01658)6-5311

URL <http://www.ja-kamikawa.or.jp/>

編集・営農販売課

4

農協懇談会 主要意見報告

【総務管理】

Q 地域別懇談会なので、各地域において実施すべきである。

A 12月に開催した懇談会で、集約して開催してはどうかとの意見があり、理事会で協議した結果、今回の開催内容とした経過にあります。明日以降も同じ内容の意見が出ることも予想されますので、今後の対応として再協議させていただきます。

Q 今年度の配当内容については、良いことだと思いますが、T・P・P等による情勢変化が考えられますので、生産者が経費削減出来るような対応、更には、今後も配当が出来るようJAとしてもコスト削減に向け努力して頂きたい。

また、増資については、直接の増資となれば組合員に負担になるため、配当による増口が出来るようお願いします。

A 今後の情勢にも対応できるように努力して参ります。増資については、配当の中より対応できるよう、運営についても努力して参ります。

す。

Q 出資配当ではなく、事業利用配当で迂回出資をする提案となっていたが、事業利用配当からの迂回では、組合員の公平な出資増口とならないのではないか。

A 多くの組合員から出資の減口が相次ぐのは、出資配当がなく組合員にメリットが無いからの意見がありました。また、出資金を貯金のような感覚を持っている方が多く、出資金よりの迂回出資では更に意見が出るを考え、今回は事業分量配当金よりの迂回出資を提案させて頂いております。

Q 事業分量配当から迂回することに問題はないが、JAを利用していない組合員からの迂回出資が少なく、公平平等制に欠けると思う。今後の対応について、更に協議して頂きたい。

A ご意見として、受けましたので、今後の対応を考えて参ります。

Q 出資限度を3万口にする必要があるのか。また、職員の異動について早いと思われるので検討して頂きたい。

A 限度額の変更については、生産者の大型化に伴う施設の整備等も考慮したとき借入も必要でありますが、財務基盤の強化が重要となって来ます。また、固定比率にも影響することとなるため、将来を考え3万口とする提案となりました。

異動については、今年度4月を予定しており、他の地域でも意見として出ておりますので、十分協議して対応して参ります。

Q 出資の上限を今になって倍にするのは

いかなるものか、大型法人に負担となると思われる。

A 今後の生産体制による規模拡大等に対応するための設備投資等に対する考え方もっておりますが、上限を倍にしたから、上限まで増口をして頂くことは考えておりません。

Q 固定資産で汎用コンバインの取得計画がないが、どのように考えているのか。

A JA独自の取得としては計画しておりませんが、利用者との協議を行い、JAが取得する場合には、取得後の負担内容等も考慮し取り進めたいと思っております。

Q 無人ヘリについて、1台減少となり適正な運営が出来るか心配している。対応についても慎重に取り進めて頂きたい。

A 現在同地区の生産者と協議を行っている段階にあります。適切な運営が出来るよう取り進めて参ります。

Q 固定資産の取得で、10%未満であれば歯止めがないと思われるが、

機械利用事業で縮小とあったが、資産取得を計画しているのはどうしてか。

A 組合員資本の10%であり、平成25年度の取得計画を控除すると残りは5千万円強の内容となり、歯止めはあります。大型の機械については、生産者組織と協議を行いJAとしては縮小したいと考えておりますが、小型の機械については共同利用が進んでおりませんので、継続して取り進めたいと考えております。

Q 平成27年度で役員の増員とあるが、どのような内容での増員か。



A 現在は理事10名となっておりますが、専務信託の常勤3名体制となっておりますが、専務制を廃して参事制とし、信用担当理事も職員業務にしたため内部の権限に矛盾が生じております。今回の提案については、学識経験理事を2名体制としたいと考えており、1名の増員計画とさせて頂きました。この事について今後組合員と協議が必要となります。体制として専務制常務制参事制の議論が必要であり、協議の結果により常勤が3名あるいは4名のどちらかに決定されると思います。結果内容により現状の10名体制の場合も予想されます。

【宮農販売】

Q 昨年の米の状況を考えると、倉庫事情が厳しい状態にあり、各生産者の倉庫を借りていたと思うが、JAの倉庫だけで対応することが望ましいので、考えて頂きたい。



堆肥センターの堆肥について、腐熟度が足りないように思われますので、品質の改善をお願いしたい。

戦略作物として取り組むことは良いが、昨年は単価が厳しく生産者も苦労したと思う。JAとしても市場関係者との交流を深め、情報の提供が出来るような努力を更にしていきたい。

A 倉庫事業に付きましては、厳しい状況にあるのが現状であります。しかし、新たな設備投資を行う場合には、組合員の負担となるのも事実でありますので、生産者とも協議を行い、取り進めて参ります。また、今年度は、営業倉庫利用等の対応により改善を図ります。

堆肥については、成分検査も実施しており、品質的には問題ないと把握しておりますが、今一度内容を確認し取り進めます。

今後市場関係者より情報提供を更にいただけるよう取り組み、生産者との対話を多くすることで、よりよい環境を作っていきます。

Q 振興計画で、もち米のYes-ic-eeanとあつたが、肥料を減らし、減収することを考えるか。生産者は取り組まないのではなか。もち米のYes-ic-eeanへの誘導策はどのように考えているのか各役員にお聞きしたい。取り組むのであれば、今年度より協議を進めなければ間に合わないのか、対応をお願いします。

A 北海道産の評価は高いが、産地間競争に打ち勝つための対応策として提案させて頂いたものであり、今後の展開を含め協議していきたいと思っております。

Yes-ic-eeanは産地間競争に打ち勝つため必要であり、現実的に実需からも要望が来ている。もち米生産組織と十分協議し取り進め、もち米団地の班活動をもっと活発化する必要がある。

特色ある米作りが必要であり、多収栽培では産地として生き残れないと思う。

Q 最近振興作物に「アスパラ」と表現されていないが、どう考えているのか。

A 振興作物については、新たな作物を記載させて頂いた経過にあります。決してアスパラの取扱いを疎かにする考えはありませんので、今年度以降も対応して参ります。

Q 機械部門については、対応内容の見直しが必要だと思われれます。更に移動販売車の運営については、組合員の為になる運営を望みます。

堆肥センターより堆肥を購入した場合に、散布まで出来るような対応をお願いしたい。

A 農機利用については、生産者へ徐々に移行する考えで対応して参ります。

農機センターについても、考え方を抜本的に見直し対応致します。

堆肥の散布については、時期が集中するため直ぐに対応するのは難しく、集団組織等も視野に入れ検討して参ります。

Q 3ヶ年計画に販売手数料の変更を盛り込んだとあるが、どの程度か。

A 平成26年度と平成27年度の2ヶ年に2千万円で盛り込んだ内容となっております。詳細については、今後生産者の皆さまと協議を行って参ります。

Q 基盤整備については、少し対応が遅いと思われれますので、改善願います。

A 基盤整備については、協議を行うための内容をまとめ、部会等と協議が必要と考えております。

Q あいちちゃん号の運行について状況をお聞かせ願いたい。また、取得するにあたり、JAとしての保冷車の取得が目的だったのか。

A 取得については、愛別町の高齢者の見回りを考慮した買い物弱者対策としての補助事業として取り進めたものであり、保冷車の取得が目的ではありません。また、当初はJAでの直接運営も視野に

入れておりましたが、地域に対する貢献が目的であるため、現在の「あいネット」へ委託運営となり、JAとして販売に対する指示は行っておりませんが、経済目的としていないのが実情であり、平成24年度についても赤字となり補填している状況にあります。しかし、毎年度赤字での運営となつていくことから、今後運営内容については協議をしたいと考えております。

「購買」
Q 給油所の地下タンクについて法改正が行われているが、対応策はどのようなか。

A 愛別給油所は平成15年に改修、上川給油所平成16年に新設となっておりますので、30年程度は問題ないと思っております。

Q 資材の商店でバランスが異なっているのは、どうしてか。愛別の利用率が低いのが、上川の手数料が高いのではないのか。

A 取扱いについては、同じような扱いとなっておりますが、勤務しております職員の年齢により人件費等の費用に違いがあるため、バランスが悪く見えているのが実情です。

「生活」
Q 愛山店の閉鎖についてはどう考えているのか。金融窓口も閉鎖となるのか。

A 現在の状況としては、いつ閉鎖するかとの考え方について決めておりません。閉鎖については、地域の皆さまと協議の場所を設け、あいちちゃん号の運営の見直しも踏まえ、取り進めたいと思っております。金融の対応については、現状も極少数の利用となつておりますので、個別対応も踏まえ検討する予定です。



北海道産米の食味向上、今後へ期待… 米道外実需者訪問実施



2月28日～3月1日、米の販売促進並びに産地指定に向けた道外実需者訪問を行いました。

今回は、伊藤忠食糧(株)、(株)むらせ、(株)スズノブ、ホクレン販売本部を訪問、平成24年産米の評価と販売状況について情報交換を行いました。

東日本大震災以降、消費者の食に対する安全志向が更に高まり、需給動向は変化し食味が向上している北海道米への引合いが強くなっています。

今後も栽培基準による「安心・安全」な取り組みと更なる良食味米の生産が期待されています。



女性パワーの発揮が農業・地域社会で期待される!! JA女性部定期総会開催

JA女性部定期総会が2月20日に上川支部（出席 33名）、3月4日に愛別支部（出席 66名）で開催されました。総会では、決算報告・事業計画について決議承認され、併せて昨年度開催された第51回JA北海道女性大会での宣言内容についても確認されました。

今年度の役員改選では、それぞれ新役員も加わり新たなスタートを迎え、女性パワーの発揮が農業そして地域社会で期待されます。

愛別支部



部長 藤原 幸子
副部長 黒田 朋恵
理事 上野 富子・岡田小百合
監事 田上ひろ子

上川支部



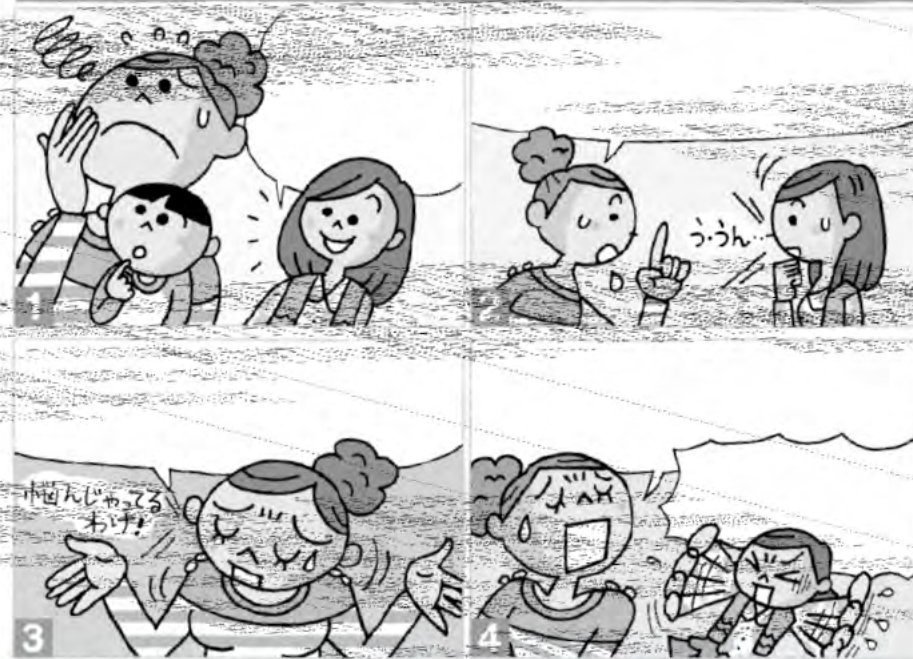
部長 辰巳 明美
副部長 岸田 春代・福島 正子
監事 菅原美佐子・遠藤 初美

“もしもの未来”から見えてくる……。

やっぱり大切だね、日本の豊かな食と農 2

食べものが外国からの
輸入頼みになったら…

TPPで食品添加物の規制が緩和される!?



現在、日本で使用できる
食品添加物は、
アメリカの約4分の1

もしもTPPIに参加すると、
食品添加物の規制が
緩和されるかもしれません

こんな出来事がありました



定期総会／愛農機連



定期総会／愛別町米麦生産振興協議会



定期総会／上川町そば部会



定期総会／上川町畜産振興会

組合員のための 身近な法律集



目 次

I . 農薬・肥料の取扱いに関する法律	広報誌NO. 060 掲載
II . 種苗や米に関する法律	広報誌NO. 061 掲載
III . 道路、農業用車両に関する法律	広報誌NO. 062 掲載予定
IV . 廃棄物処理に関する法律	広報誌NO. 063 掲載予定
V . 酪農畜産経営に関する法律	広報誌NO. 064 掲載予定

II . 種苗や米に関する法律

5. 種 苗 法

(最終改正:平成23年6月24日)

新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする

(1) 登録品種の自家増殖の禁止【第二十一条第二項】

登録品種の種苗を用いて、収穫物を得てそれを売却したり、加工したりすることは問題ないが、その収穫物を別の農家の種として分けることは禁止されています。この場合、分けた農家も、もらった農家も違反となります。

また、食用として販売されているものを自分の畑にまき、収穫物を得て販売する行為も禁止されています。

■ 罰 則

違反した場合、10年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、または両方が科せられることとなります。

6. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(通称:米トレサ法)

(最終改正:平成21年6月5日)

米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする

(1) 米の取引記録の作成・保存の義務化【第三条】

「米」「種もみ」を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合は記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

これにより、米を農協や業者等に出荷・販売した場合、必ず産地を伝票又は容器、包装に記載しなければなりません。

■ 罰 則

違反した場合、50万円以下の罰金が科せられることとなります。

7. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(通称:JAS法)

(最終改正:平成21年6月5日)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(1) 米の品質表示の義務【第十九条の十三】

米の包装には以下の項目を表示する義務があります。

①名 称 (玄米、精米、もち精米等)

②原料玄米 (農産物検査法による検査の証明を受けた証明米は、産地、品種、産年、使用割合を表示できる。証明のない場合未検査米等となる。)

③内容量 (質量)

④精米年月日 (玄米の場合は調製年月日)

⑤販売者 (氏名または名称、住所、電話番号)

■ 罰 則

違反した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

8. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(最終改正:平成23年6月23日)

主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(1) 米の用途の明確な区分【第七条の二】

農林水産省が定めています。これにより、加工米や新規需要米などの用途が限定された米穀は、その定められた用途以外の使用及び販売の禁止、他の米穀との明確な区分が義務付けられました。

■ 罰 則

違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

コラム：コンタミは法律違反？

近年、そばの作付け増加により、小麦にそばが混入する、いわゆるコンタミネーション (以下、「コンタミ」と略) が大きな問題となっております。もちろん、米や大豆の品種間のコンタミも度々問題となります。

そばは強力なアレルギーでもあり、当然小麦と表示する以上、1粒でもそばが混ざっている事は許されません。米の品種名も表示する以上、別な品種が混ざっている事は許されません。

では、コンタミは法律違反なのでしょうか？「米にそばなどを混ぜてはいけない」と法律には記されておられません。

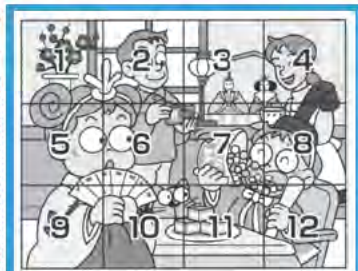
コンタミが関係する法律はJAS法と米トレサ法と食品衛生法です。JAS法・米トレサ法は消費者が選びやすいようにする目的で、食品衛生法は食物アレルギーが含まれているのか等、消費者がその食品の内容を理解する目的で定められています。

米トレサ法では、コンタミについて「許容水準等」を規定していませんが、JAS法では、製造業者等が守るべき表示として、品質表示等の適正化を求めており、食品衛生法では、アレルギー物質を含む可能性が少しでもあれば分かりやすく記載するよう定めております。

以上を踏まえ、生産段階において、コンタミは法律違反であるという認識を持って、細心の注意を払って生産する必要があります。

？まちがいさがし？

右のイラストには左のイラストと違う部分があり5カ所あります。間違っている部分を探しましょう。



- 先月の答え
- 1…花の数が多い
 - 3…ぼんぼりが低い
 - 8…冠の後ろに垂れる部分が短い
 - 9…扇の房が長い
 - 10…猫の前足が隠れている

平成26年
1月から

すべての農業者に
記帳と帳簿等の保存が
必要になります。

これまで、白色申告者の記帳と帳簿書類の保存制度は、前々年分、あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要をされてきました。しかし、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方について必要となります。(所得税の申告の必要がない方も含みます)。

適正な納税はもちろん、皆さま自身の日々の営農や暮らしをいまいちど見直し、改善・向上をはかるきっかけにしていきたいでしょう。

※記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますのでご覧ください。



平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

詳しくはお近くのJA、または各税務署等にご相談ください。

するーライフ

殊の外、雪の多い低温期間が長い年である。この3月2日オホーツク沿岸地域に暴風雪警報が出て、予告通り大荒れの天候になった。翌朝の新聞には悲しいニュースの大見出しがあった。ホワイトアウトが9名の人名奪う。

地吹雪の猛威は、大きな雪溜りをつくり車を丸飲みし、車中の人々を閉じこめた。やっとの思いで車から脱出した人、地吹雪の中を歩いた人。登山などでガスがかかり、目の前が真っ白になり、何も見えない状態を意味するホワイトアウトの中で、人の判断が運命を分けた。3月になっても続く、外気の低温も悲劇を大きくした。

車中で暖をとるためのエアコンの排ガスが、雪に逃げ場を失い、車中に流れ込んでの悲劇もあった。命を落とした父親は、旅の途中などではない。すぐ近くの友人宅を訪ねただけであった。

娘とふたり車を降り、地吹雪の中を少し歩き、見覚えのある納屋に身を屈めた。父親は娘を包むようにして、風から守った。

翌朝発見された父親は冷たくなっていた。

その父親の体温は、幼い娘の命を救った。南国育ちの人々には恐らく理解されない、北国の恐怖の1日になった。母親とも死別しているこの小さな女の子のもとには、死んで娘を救った父親を称える手紙や、これからの人生への激励の言葉が後を絶たないと地元の新聞は伝えている。

「たら」「れば」は人の世の常である。気象条件の急激な変化や車の悪路運転などへの対応で、人はワンテンポ遅れがちである。今手掛けていることを済ませてからと思ったり、これ位は大丈夫だと、自分で勝手に暗示したりと、後悔される結果には伏線があるものだ。

この後も3月10日には、道央・太平洋岸地方を再び暴風雪が猛威を振るった。自然の怒りにも似た風雪を耐えるだけである。

しかし、吹く風も次第に肌に柔らかくなるものだ。季節を違わず2ヶ月も経ったら、あの湧別の色とりどりのチュウリップも花を咲かせるであろう。そして、公園には大勢の人々の歓声が飛交うであろう。オホーツクの浜風を肌で感じたら、この冬の荒れ狂った暴風雪の1日を思い出して欲しい。

※このコラムは連載です。



《4月27日～5月6日》営業時間のお知らせ

営業日	資 材		給 油 所		A コ ー プ		
	(本所・支所)	機械センター	愛 別	上 川	あいべつ	かみかわ	あいざん
4月27日(土)	8:30～ 12:30迄	8:30～ 12:30迄	8:00～ 18:30迄	8:00～ 18:00迄	9:00～18:00迄		休 業
4月28日(日)	休 業		8:30～ 17:30迄	8:00～ 18:00迄	休 業		
4月29日(月) 【昭和の日】	休 業		8:30～ 17:30迄	8:00～ 18:00迄	9:00～17:00迄		休 業
4月30日(火)	通		常 業		務		13:00～ 15:00迄
5月 1日(水)	通		常 業		務		13:00～ 15:00迄
5月 2日(木)	通		常 業		務		休 業
5月 3日(金) 【憲法記念日】	8:30～ 12:30迄	8:30～ 12:30迄	8:30～ 17:30迄	8:00～ 18:00迄	9:00～17:30迄		13:00～ 15:00迄
5月 4日(土) 【みどりの日】	8:30～ 12:00迄 (日直対応)	8:30～ 12:00迄 (日直対応)	8:30～ 17:30迄	8:00～ 18:00迄	9:00～17:30迄		休 業
5月 5日(日) 【こどもの日】	休 業		8:30～ 17:30迄	8:00～ 18:00迄	休 業		休 業
5月 6日(月) 【振替休日】	8:30～ 12:30迄	8:30～ 12:30迄	8:30～ 17:30迄	8:00～ 18:00迄	9:00～17:30迄		休 業

よろしく
お願い致します



よも こ
四方 祥子
購買経済課 上川給油所係
(1月29日付け)

道庁人事交流期間終了
多羽田 雅哉 3月31日付

ありがとうございました



葛西 理明
営農販売課審査役
(3月31日付け)

平成22年から3年の短い期間でしたが、様々な場面で皆様からご指導、ご助言を頂き、毎日「目から鱗」、充実した毎日でした。私も道職員は、北海道全体を見ながら仕事をしなければなりません。が、「森」を見るためには、「木」を見なければならぬ。大切な気が付かされました。今後の業務の中で皆様にお返しができればと思っております。またお会いできることを願いつつ、皆様のご多幸と豊穡の秋を御祈念申し上げます。本当にありがとうございました。

人事異動

大変お世話になりました



工藤 なつき
購買経済課 上川給油所係
(2月28日付け)



豊川 陽子
生活課 上川店舗係
(12月19日付け)



菅原 敏子
生活課 愛別店舗係
(3月31日付け)



和田 日出子
生活課 愛別店舗係
(3月31日付け)



川村 都子
生活課 嘱託職員
(3月31日付け)

JAのあゆみ 3月

- 4日 JA監事監査
国営緊急農地再編整備事業営農検討会
JA女性部愛別支部定期総会
上川町大根生産組合総会
- 5日 定例企画会議
上川町もち米団地総会
愛別町農業生産法人会総会
職員採用面接
- 6日 JA青年部上川支部定期総会
経営指導班会議(愛別)
- 8日 大根販売先訪問(16日 道外)
- 11日 上川町畑作園芸振興会総会
上川町畜産振興会総会
PPP交渉緊急全国集会
うるち米イエスクリーン栽培研修会
- 12日 第2回定例理事会
JA地区懇談会(18日)
- 14日 愛別町有害鳥獣対策連絡協議会
設立会議
- 15日 JA新採用職員研修会
(29日 JAカレッジ)
- 18日 ゆめぴりか栽培講習会(三麻)
水稲・大豆栽培講習会(本所)
ノーザンヒーフ産直会議
内部審査(27日)
- 19日 愛別町農民連盟定期総会
上川町農民連盟定期総会
愛別町パートナー対策推進協議会総会
JA青年部愛別支部定期総会
- 22日
- 25日
- 26日
- 27日
- 28日



第1回理事会

平成25年2月18日

- 報告事項
1. 役員報酬審議会の答申内容について
 2. 農家経済対策委員会の報告について
- 議事
1. 組合員の相続並びに譲渡について
 2. 組合員の出資減口について
 3. 平成24年度事業決算内容について
 4. 第5回通常総会開催日程について
 5. 地域別懇談会の開催日程について
 6. 理事に対する担保貸付金の包括事前承認について
 7. 平成25年度畜産振興支援助定に係る極度額の設定について
 8. 決算手当の支給について

第1回臨時理事会

平成25年2月27日

- 報告事項
1. 農家経済対策委員会の報告について
 2. 決算手当の支給について

組合員のうごき

(平成25年3月14日現在)

正組合員戸数	397戸
組合員数	2,660名
うち正組合員数	581名
うち正団体数	36団体
うち准組合員数	1,970名
うち准団体数	73団体

■議事

1. 平成24年度決算並びに剰余金処分案について
2. 平成25年度事業計画並びに中期3カ年計画について
3. 施設整備及び土地取得について
4. 平成25年度対策対象農家の選定について
5. 職制規程の改定について

第2回理事会

平成25年3月14日

- 報告事項
1. 組合員の脱退について
 2. 長期資金の融資について
 3. 農業協同組合検査指摘事項の受理について
 4. JA役員賠償責任保険の継続契約について
- 議事
1. 組合員の加入報告並びに組合員資格について
 2. 組合員の出資減口について
 3. 組合員の相続並びに譲渡について
 4. 定款の一部改正について
 5. 平成24年度決算監査の結果並びに決算監査報告の承認について
 6. 平成24年度部門別損益計算書の承認について
 7. 地域振興計画並びに中期3ヶ年計画の承認について
 8. 第5回通常総会提出議案の決定について
 9. 総会事務取扱「議決権行使にあたっての留意事項」について
 10. 平成25年度 監査計画の設定について
 11. 理事に対する長期資金の融資について
 12. 固定資産の取得について

営業日・営業時間の変更のお知らせ

○ホクレン愛別給油所 平日・土曜日 8:00~18:30 日曜・祭日 8:30~17:30	○Aコープ(あいべつ店・かみかわ店) 平日・土曜日 9:00~18:30 祭日 9:00~17:30
○ホクレン上川給油所 平日 8:00~19:00 土日・祭日 8:00~18:00	

期間：平成25年4月1日~10月31日まで

期間：平成25年5月1日~10月31日まで

営農販売課

係長 斉藤輝儀

三月十八日逝去されました
心よりお悔やみ申し上げます。